

# 長寿医療制度の保険料の均等割を廃止した場合

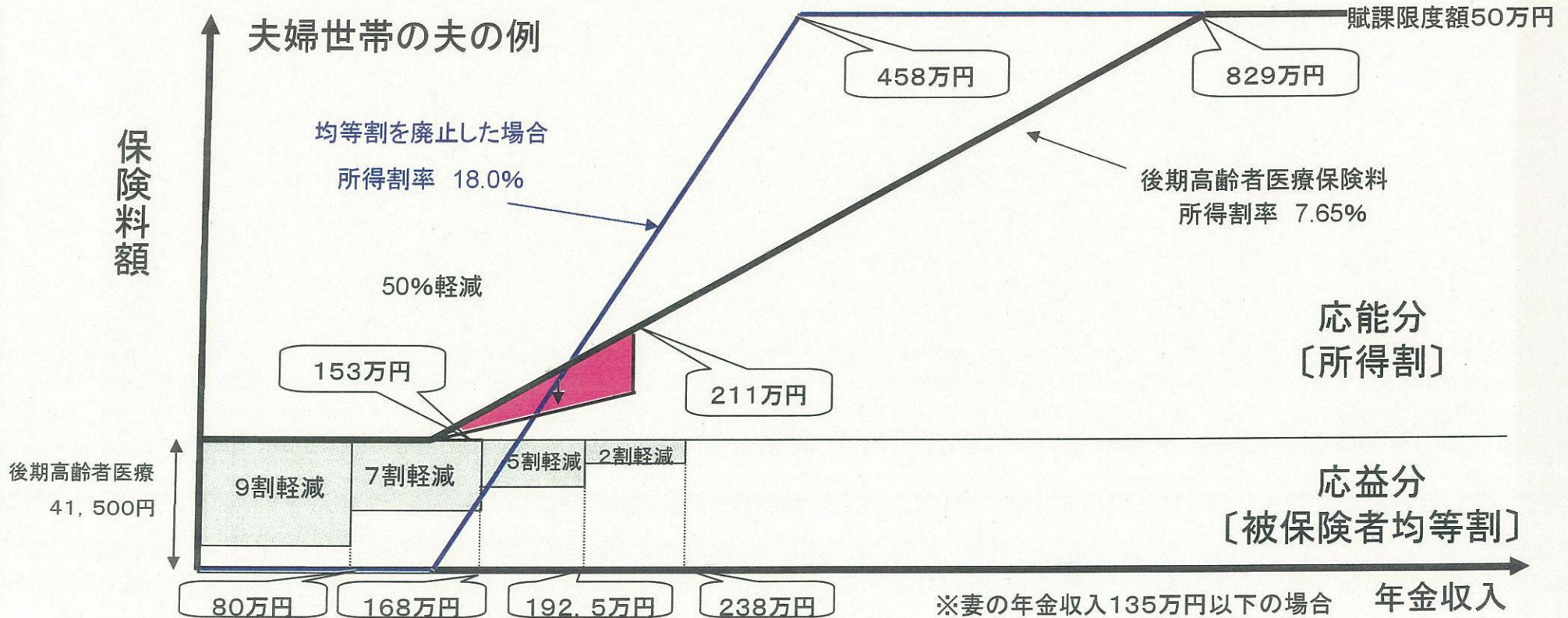
資料Ⅱ-③

○均等割を廃止し、所得割のみとした場合、以下のとおりとなる。

- ・保険料の賦課がなくなる方(年金収入153万円以下)・・・全被保険者の約3分の2
  - ・保険料が高くなる方(年金収入162万円～829万円)・・・全被保険者の約3分の1
- ※保険料が変わらない方(年金収入829万円以上)、保険料が安くなる方(年金収入153万円～162万円)・・・それぞれ1%程度

現在(全国平均)	; 所得割率 7.65%	均等割額 41,500円
↓		
所得割のみとする場合	; 所得割率 18.0%	均等割額 0円

◎国保においては、これまで所得がない方についても保険料を賦課してきたところ。



※1 現在の所得割率、均等割額は、平成20年4月時点の全国平均値である。  
 ※3 所得割軽減(非課税世帯5割軽減)の公費(90億円)を投入することとした。  
 ※4 所得分布は調整交付金算定のため各広域連合から報告されたものを使用。

※2 保険料の賦課限度額はいずれの場合も50万円とした。